

資料編

- 1 北茨城市環境基本条例
- 2 計画策定の経過
- 3 北茨城市環境審議会委員名簿
- 4 北茨城市環境基本計画策定委員会委員名簿
- 5 用語解説

資料1 北茨城市環境基本条例

平成26年9月30日
条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、環境基本法(平成5年法律第91号。以下「法」という。)第6条の規定に基づく基本理念にのっとり、本市における環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、本市における環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(施策の策定等に係る指針)

第3条 市は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、緑地、河川、海岸等における多様な自然環境が本市の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (2) 大気汚染、水質汚濁等の防止を図り、安心・安全な生活環境が保全されること。
- (3) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を推進し、環境への負荷の低減が図られること。

(施策の推進等)

第4条 市は、法第36条の規定により、法第19条から第31条までに定める国の施策に準じた施策及び本市の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

(環境基本計画)

第5条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第8条に規定する北茨城市環境審議会の意見を聴くものとする。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第6条 市長は、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策を明らかにした年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第7条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(環境審議会の設置等)

第8条 法第44条の規定により、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、北茨城市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市議会議員

(3) 各種団体の代表者

(4) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 審議会は、第1項に規定する調査審議を行うために必要があるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に北茨城市公害防止条例(昭和48年北茨城市条例第23号)に規定する北茨城市環境審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第8条第3項の規定により、審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合においてその委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、同日における北茨城市環境審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(北茨城市公害防止条例の一部改正)

3 北茨城市公害防止条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

資料2 計画策定の経過

日付	会議名等	内容
H26.4.16	環境審議会	・北茨城市環境基本計画の策定について
6.25		・市民・中学生・事業者を対象とした環境意識調査（アンケート）の実施
7.22	第1回策定委員会	・計画の策定について ・策定委員会の進め方について
10.21	第2回策定委員会	・環境課題のまとめについて ・施策の体系について ・計画の目標、施策の方向性について
11.27	第3回策定委員会	・環境施策及び取組について ・リーディングプロジェクトについて ・北茨城市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について
12.18	環境審議会	・計画策定の諮問 ・策定作業の経過 ・計画の素案について
12.26		・策定委員会委員へ計画（素案）の提示
H27.1.20	第4回策定委員会	・計画の推進体制及び進行管理について ・計画（素案）について
2.6		・審議会委員及び策定委員会委員へ計画（案）の提示
2.9～ 2.20		・計画（案）の公表及び意見募集
2.27	環境審議会	・計画の推進体制及び進行管理について ・計画（案）に寄せられた意見について ・計画（案）の決定について
3.24		・計画（案）の答申



環境審議会



策定委員会

資料3 北茨城市環境審議会委員名簿

自 平成26年1月14日

至 平成28年1月13日

(敬称略)

組 織	名 称	役職	氏 名
学識経験者	環境計量士	会長	笠井 光博
	薬剤師	副会長	西野 郁郎
	エネルギー管理士	委員	松島 洋
市議会議員	総務委員会	//	滝 広嗣
	文教厚生委員会	//	熊田 栄
	産業建設委員会	//	松下 順幸
関係機関団体の 代表又は役職者	常陸農業協同組合	//	和田 吉道
	大津漁業協同組合	//	石川 秀夫
	平潟漁業協同組合	//	武子 寛
	北茨城市商工会	//	大森 廣幸
	連合北茨城地区協議会	//	松川 一弘
	北茨城市女性連盟	//	笠原 純子
事 業 者	磯原工業団地経営者協会	//	杉山 修
	中郷工業団地経営者協議会	//	遊座 文一
	関本工業団地経営者協議会	//	小松 和昌

資料 4 北茨城市環境基本計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

グループ名	役職	委員名	所属
生活環境保全 グループ	委員長	菊地 周一	(株)環境科学研究所取締役所長
	副委員長	◎ 佐藤 敏治	日立アスコン(株)代表取締役社長
	委員	○ 大貫 康夫	ニッソーファイン(株)RC管理部長
	〃	八木澤 勝 亀田 昇	マルハ産業(株)北茨城営業所長
	〃	園部 修平	北茨城市下水道課職員
	〃	大友 利明	北茨城市生活環境課職員
自然・文化環境 保全グループ	委員	◎ 澤田 清	自然観察指導員
	〃	○ 平澤 博	自然公園指導員
	〃	菅野 しのぶ	(有)元クリーン取締役
	〃	石川 秀夫	大津漁業協同組合参事
	〃	村田 章	五浦観光ホテル代表取締役専務
	〃	金澤 節	北茨城市農林水産課職員
	〃	菊地 直己	北茨城市生活環境課職員
循環型社会形成・ 地球温暖化対策 グループ	〃	◎ 上遠野 七郎	北茨城市生活環境課職員
	〃	○ 日下部 誠司	北茨城市生涯学習課職員
	〃	内田 隆	向洋産業(株)技術管理部次長
	〃	川又 秀次	(株)ムラタ取締役部長
	〃	三品 清一	新和企業(有)常務取締役
	〃	舟生 幸枝	茨城県地球温暖化防止活動推進員
	〃	室橋 博子	茨城県地球温暖化防止活動推進員

※委員名欄の◎はグループリーダー、○はグループサブリーダー。

資料5 用語解説

【あ行】

ISO14001

国際標準化機構（ISO）の定める「環境マネジメントシステム」に関する国際規格のこと。

アイドリング

自動車を停止させたまま、エンジンを回転させたままにすること。不必要なアイドリングを抑えることで地球温暖化の原因となる二酸化炭素の発生を抑制できる。

硫黄酸化物

硫黄の酸化物の総称。一酸化硫黄（SO）、二酸化硫黄（SO₂）、三酸化硫黄（SO₃）などが含まれる。化学式から SO_x（ソックス）と略称される。石油や石炭など硫黄分が含まれる化石燃料を燃焼させることにより発生する。大気汚染や酸性雨などの原因の一つとなる有毒物質。また、自然界においても火山ガスなどに含まれている。

茨城県版レッドデータブック

茨城県において希少な野生生物の保護をはじめとする施策を推進するため、県内に生息・生育する希少な野生生物の現状を明らかにすることを目的として作成した本、『茨城における絶滅のおそれのある野生生物』の通称。植物編と動物編がある。

※資料編最終ページに、茨城県のカテゴリー定義及びその基本理念を示す。

ウォームビズ

冬の地球温暖化対策の一つで、オフィスの暖房設定温度を、省エネ温度の 20℃以下に抑えても、暖かく働きやすいように高機能下着の着用や湯たんぽの活用などを採り入れたビジネススタイルのこと。

エコアクション21

広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定した環境マネジメントの認証・登録制度。

エコカー

エコロジーカーの略で、大気汚染物質（窒素酸化物や一酸化炭素、二酸化炭素など）の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車（低公害車ともいう）。ハイブリッドカー、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、燃料電池自動車などがある。

エコ・ショップ制度

環境に優しい商品の販売やごみの減量化・リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗を「エコ・ショップ」として認定する制度。エコ・ショップとして広く消費者にPRすることにより、消費者と事業者の連携のもと、循環型社会の構築に向け、環境にやさしいライフスタイルを確立することを目的とした取組を実施している。

エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を市民や観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。観光客に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、活性化させるだけでなく、地域のこのような一連の取組によって地域社会そのものが活性化されていくと考えられている。

エコドライブ

(一財)省エネルギーセンター等が推奨する省燃費運転の総称。アイドリングストップやふんわりアクセル e-スタートを実践することで、10～20%の燃料消費を抑えることができる。

エコファーマー

環境に配慮しつつ農地の生産力を維持・増進する農業に取り組むため、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(持続農業法)」に基づいて、持続性の高い農業生産方式の導入計画を作り、県知事の認定を受けた農業者の愛称のこと。

エコマーク

「私たちの手で地球を守ろう」という気持ちを表した環境保全に役立つと認められている商品につけられるシンボルマーク。(公財)日本環境協会が認定を行っている。再生プラスチックを利用した日用品や文具、ペットボトル再生繊維を用いた衣類などがあげられる。

オゾン層

オゾンを高濃度に含んでいる地表から 20～25 km の下部成層圏にある層。紫外線波長領域の中で生物にとって有害な波長領域を吸収する働きをしている。近年、大気中に放出されたフロンなどによって、下部成層圏で波長 200～220 nm の太陽紫外線を受けて分解し、生成した塩素酸化物(ClO_x)がオゾン層と反応してオゾンを減少させている。特に南極上空のオゾンの濃度が希薄化し、いわゆるオゾンホールが出現している。

温室効果ガス

太陽光線は、大気を通過して、まず地表を暖める。熱を吸収した地表からは赤外線が大気中に放射される。大気中の二酸化炭素やメタンなどの気体が地球から放射される赤外線の一部を吸収し、地球を温室のように暖めている現象を温室効果といい、温室効果をもたらす気体のことを温室効果ガスという。京都議定書では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)の6種類が温室効果ガスとして削減対象となっている。

【か行】

外来種

本来の生態系には生息しないのに、食用やペットなどの目的で人為的に外国から持ち込まれた動植物のこと。外来生物法は、侵略的な外来種や、人の生命や農林水産業に被害を及ぼす外来種を、「特定外来生物」として指定し、輸入や飼育、販売、遺棄を規制し、防除することを定めている。

環境基準

環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づき「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいう。現在、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌の汚染、地下水及びダイオキシン類に係る環境基準について定められている。

環境保全型農業

農業が有する物質循環型産業としての特質を最大限に活用し、環境への負荷をできるだけ減らしていくことをめざすタイプの農業のこと。具体的には、化学肥料や農薬に大きく依存しない、家畜ふん尿などの農業関係排出物等をリサイクル利用するなどの取組があげられる。

環境ホルモン

外因性内分泌かく乱化学物質のことで、化学物質のうち、体内に取り込まれるとホルモンに似た作用やホルモンの働きを阻害する作用をし、その生物あるいはその子孫の生殖機能に深刻な障害を与えるおそれのある物質をいう。

環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムとは、組織の最高責任者が「環境方針」を定め、計画、実施及び運用、点検及び是正措置、システムの見直しを繰り返しながら継続的に改善を図り、企業などが、企業活動や製品を通じて環境に与える負荷をできるだけ減らすように配慮したシステムのこと。

京都議定書

地球温暖化防止のための国際会議である気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）が、1997 年に京都で開催され、その時に採択された国際協定のことで、二酸化炭素などの 6 種類の温室効果ガスの排出削減義務などを定める議定書であり、2005 年 2 月に発効している。

空間放射線量

ある時間内に空気中を通過する放射線の量をいう。平常時や緊急時の環境モニタリングにおける重要な測定項目のひとつである。

クールビズ

夏の地球温暖化対策の一つで、オフィスの冷房設定温度を、省エネ温度の 28℃以上に抑えても、涼しく効率的に働くことができるノーネクタイ・ノージャケットといった軽装のビジネススタイルを採り入れること。

グリーンツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動の総称。都市住民の自然・ふるさと志向とこれに対応して豊かなむらづくりを進めようとする農山漁村の動き、特に、都市と農山漁村の交流を求める動きを背景として、農林水産省が推進している。農業体験、農山漁村地域の自然体験、農山漁村地域の生活体験などがある。

グリーンマーク

古紙を再生利用した紙製品（ノート、トイレットペーパーなど）につけられたマーク。（公財）古紙再生促進センターが認定を行っている。

光化学オキシダント・光化学スモッグ

大気中の窒素酸化物・炭化水素等が太陽の紫外線によって光化学反応を起こし、その結果生成されるオゾンを中心とする過酸化物の総称。このオキシダントが原因でおこる光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、人の目やのどを刺激することがある。

小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための法律で、2013年4月に施行された。この法律では、「家電リサイクル法」で指定されたテレビ、エアコンなど4品目に含まれなかった携帯電話やパソコンなどをはじめ、リモコンや電動歯ブラシなど幅広い製品が含まれる。小型家電の回収は、市町村、あるいは、国の認可を得て「認定マーク」を掲示している事業者によって行われる。家電リサイクル法における引き取り代金のような、消費者側にかかる費用負担は、小型家電リサイクル法では原則的に発生しない。

こどもエコクラブ

幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動クラブのこと。子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の輪を広げることを目的としている。

【さ行】

再生可能エネルギー

化石燃料や原子力などと異なり、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、地熱などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーがある。化石燃料や原子力エネルギーの利用は、大気汚染物質や温室効果ガスの排出、また廃棄物の処理等の点で環境への負荷が大きいことから、再生可能エネルギーが注目されているが、一方で、エネルギー密度が低く、コスト高や不安定性、また現在の生活様式を継続する中でエネルギー需要をまかないきれぬものではないなどの欠点もある。

里山

自然林に対し、人為的につくられ維持されてきた林をさす言葉。雑木林なども含めて、人里や集落周辺の森林を呼ぶ。里山は、我が国の原風景、身近な自然環境として見直されており、保全や整備される動きが活発になっている。

産業廃棄物

工場、事業所における事業活動などにより生じる廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの20種類を指す。排出する事業者は、自らの責任で適切に処理する義務がある。

CSR

Corporate Social Responsibility の略。「企業の社会的責任」と訳すことが多い。企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済的効率を追求するだけでなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方であり、環境保護のみならず、行動法令の遵守、人権擁護、消費者保護などの分野についても責任を有するとされている。

COD（化学的酸素要求量）

Chemical Oxygen Demand の略。湖沼や海域の水の汚れ度合いを示す指標で、水中の有機物などの汚染源となる物質を化学的に酸化する過程で消費される酸素量をmg/L で表したものの。数値が高いほど汚濁が進んでいる。

自然エネルギー

再生可能エネルギーのうち、太陽や風、地熱など自然現象から得られるエネルギーのこと。太陽光発電、太陽熱利用、水力発電、風力発電、地熱発電、波力発電などがある。

自然公園

すぐれた自然環境とその景勝を保護するとともに、その適正な利用を進めることを目的として指定された地域。自然公園法に基づく国立公園・国定公園及び県立自然公園条例に基づく県立自然公園の3種類がある。

持続可能な社会

持続可能な開発が行われ持続可能性を持った社会のこと。持続可能な開発とは、現代の世代が、将来の世代の利益や要求を充足する能力を損なわない範囲内で環境を利用し、要求を満たしていこうとする理念。

浄化槽

水洗式便所と連結して、し尿及び雑排水（生活に伴い発生する污水）を処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備。

3R（スリーアール）

「ごみを出さない」、「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」、「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース（Reduce=ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse=再使用）」「リサイクル（Recycle=再資源化）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。「リフューズ（Refuse=ごみになる物の拒絶）」を加え4Rと呼ばれることもある。

生態系

生物（植物、動物、微生物）とこれらを取り巻く非生物的要素（土壌、水、鉱物、空気など）とが物質循環やエネルギーの流れを通じて相互に作用し、一つの機能的な単位を成している複合体をいう。

生物多様性

それぞれの地域の歴史の中で育まれ、進化してきた多種多様な生きものたちが、お互いにかかわり合いながら暮らしている状態を表す言葉。生物多様性には、①種内の多様性（遺伝子の多様性）、②種間の多様性、③生態系の多様性の3つがある。生物多様性は、自然生態系がバランスを維持するために必要不可欠であるため、持続可能な発展のためにも、生物多様性への配慮は欠かせない。

ゼロエミッション

企業活動から生じるすべての副産物を、ほかの企業の原材料に活用して、廃棄物ゼロを目指す構想。社会全体を資源循環型に転換することを究極の目標とする。日本では、埋立廃棄物を

ゼロにすることを指すことが多い。

【た行】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称であり、ごみの焼却等により非意図的に発生する猛毒物質のこと。

地球温暖化

19世紀以降、化石燃料を大量に消費し、大気中の二酸化炭素などの人為的な温室効果ガス排出量が増加したため、地球の平均気温が上昇する現象のこと。地球温暖化による海面上昇や、気候変動に伴って生じる災害や食糧不足が危惧されている。

地産地消

地域生産、地域消費の略語。地域で生産された農林水産物等をその地域で消費することを意味する概念。近年、食品に対する安全・安心志向の高まりや食糧輸送等による環境負荷の軽減の意味合いで用いられている。

窒素酸化物

窒素の酸化物の総称であり、一酸化窒素、二酸化窒素、一酸化二窒素、三酸化二窒素、五酸化二窒素などが含まれる。化学式からNO_x（ノックス）と略称される。大気汚染物質としての窒素酸化物は一酸化窒素、二酸化窒素が主である。工場の煙や自動車排気ガスなどの窒素酸化物の大部分は一酸化窒素であるが、これが大気環境中で紫外線などにより酸素やオゾンなどと反応し二酸化窒素に酸化する。窒素酸化物は、光化学オキシダントの原因物質であり、硫酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっている。また、一酸化二窒素（亜酸化窒素）は、温室効果ガスのひとつである。

天然記念物

動植物や地質鉱物で学術上価値の高いもののうち、国、県、市などが指定したものをいう。

【な行】

生ごみ処理容器（コンポスト容器・密閉型容器）

生ごみなどの有機物を処理し、堆肥化する容器のこと。コンポスト容器は、屋外で土に埋め込み、土の中の微生物を利用し堆肥化する。一方、密閉型容器は、空気のない状態で働く微生物の活動を利用して、生ごみを堆肥化するため、屋内でも使用できる。

生ごみ処理機器（電動式）

生ごみを処理し、堆肥化する家電製品のことで、バイオ式生ごみ処理機と乾燥式生ごみ処理機がある。

二酸化硫黄（SO₂）

石炭や石油などの化石燃料の燃焼、硫酸の製造、金属の精錬などの事業活動や、ディーゼル自動車の排気ガスなどから発生する。二酸化硫黄は直接、あるいは粉じんに吸着するなどして人体に入り、呼吸器系に影響を与え、また、動植物や建物等にも被害を及ぼすこともある。

二酸化炭素 (CO₂)

気体は炭酸ガスとも呼ばれている。-79℃で固体（ドライアイス）となる。水に溶けると炭酸となり、弱酸性を示す。炭素を含む物質の燃焼、動植物の呼吸や微生物による有機物の分解、火山活動などにより発生する。植物の光合成により酸素に分解される。

南極点で観測が開始された当時（1957年）、大気中の二酸化炭素は約315ppmであったが、現在では約380ppmであり、年々増加している。産業革命以前はおよそ280ppmであった。二酸化炭素の増加が地球温暖化の最大の原因と推定される。

二酸化窒素 (NO₂)

石炭、石油、ガス等の燃料の燃焼に伴って発生し、工場、自動車などが主な発生源である。人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学反応により光化学オキシダントを生成する原因物質の一つとなる。

燃料電池

水素と空気中の酸素を化学的に反応させて直接電気を発生させる装置のこと。電気を使う場所で発電するため送電によって発生するエネルギーロス（無駄）がなく、また、従来の発電方式では捨てていた、発電の際に発生する熱もお湯として利用できるため、エネルギー効率がよい。同じ量の電気と熱を使う場合、これまでより二酸化炭素の排出が少なくなる。さらに、騒音が少なく有害な排気ガスの発生もないため、環境に配慮した発電装置として注目されている。

野焼き

廃棄物を処理することを目的として、処理基準を満たしている焼却施設を用いずに廃棄物を焼却することをいう。ドラム缶や旧式の焼却炉などでの焼却も含まれる。ただし、公益若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が、軽微である廃棄物の焼却は該当しない。野焼きに当たらない焼却の例として、風俗習慣上又は宗教上の行事として行うもの、農業、林業等を営む上でやむを得ないもの（籾殻、稲わら、剪定枝など、ただし農業用ビニール等は焼却できない）、たき火、キャンプファイヤー等の軽微なもの、土手等の雑草の焼却、薪ストーブや薪風呂など、廃棄物処理が目的でないものがあげられる。

【は行】

バイオマス

バイオ（生物、生物資源）とマス（量）からなる言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸、ふん尿、プランクトンなど。

ハイブリッドカー

ガソリンエンジンと電気モーターといった複数の動力源を組み合わせて走行する自動車。それぞれの動力の欠点を補完しながら駆動し、例えば減速時のエネルギーを電池等に蓄積し、加速時を主にエンジンの補助動力として再利用することで低公害性及びエネルギー利用効率を図っている。

PRTR法（特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善の促進に関する法律）

事業者が使用する有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを

把握し、集計し、公表する仕組みを定めた法律。これにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的としている。

PM2.5

直径 $10\mu\text{m}$ (μ : マイクロは 100 万分の 1) 以下の浮遊粒子状物質 (SPM) のうち、直径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子状物質。SPM は大気汚染の原因となるが、PM2.5 は、SPM の中でも特に粒子が小さいため、呼吸器疾患や循環器疾患、肺がんなど人体への影響がより大きいことが指摘されている。

BOD (生物化学的酸素要求量)

Biochemical Oxygen Demand の略。河川などの水の汚れ度合いを示す指標で、水中の有機物などの汚染源となる物質を微生物によって無機化あるいはガス化するときに消費される酸素量を mg/L で表したもの。数値が高いほど汚濁が進んでいる。

ppm

Parts per million の略。ppm は、ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われ、パーセント (%) が 100 分の 1 の割合を指すのに対し、ppm は 100 万分の 1 を意味する。例えば、空気中 1m^3 中に 1cm^3 の物質が含まれているような場合、あるいは水 1kg 中に 1mg の物質が溶解している場合、この物質の濃度を 1ppm という。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に気体のように長期間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ (μ : マイクロは 100 万分の 1) 以下のものをいう。

ブルーツーリズム

島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実したマリンスポーツの体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。国土交通省が推進し、新しい余暇活動の提案や新しいサービス産業の創出、地場産業の育成を狙いとしている。

フロンガス

正式名称は、フルオロカーボン。炭素とフッ素の化合物で、化学的に安定かつ無毒で不燃性であるため、多くの種類が開発され、洗浄剤や冷媒、発泡剤など工業用途に広く使用されてきた。しかし、フロンガスの中には、オゾン層を破壊する性質をもつ種類や温室効果をもつ種類もあるため、生産・輸出入の規制のほか、フロン回収・破壊法によりフロン類の回収と適正な処理が進められている。

放射性物質

放射能を持つ物質の総称で、ウラン、プルトニウム、トリウムのような核燃料物質、放射性元素若しくは放射性同位体、中性子を吸収又は核反応を起こして生成された放射化物質（たとえばセシウム 137、ヨウ素 131、ストロンチウム 90 など）を指す。

放射線

放射性元素の崩壊に伴い放出される粒子線あるいは電磁波のこと。主にアルファ線、ベータ線、ガンマ線の 3 種を指す。

放射能

物質から放射線が放出される性質。または、原子核が崩壊して放射線を出す能力のこと。放射能の単位はベクレル (Bq) であり、1Bq は 1 秒間に 1 個の原子核が崩壊すること。

ポリ塩化ビフェニル (PCB)

その分子に保有する塩素の数やその位置の違いにより理論的に 209 種類の異性体が存在し、なかでも、コプラナー PCB (コプラナーとは、共平面状構造の意味) と呼ばれるものは毒性が極めて強くダイオキシン類として総称されるものの一つとされている。電気機器用 (トランスやコンデンサ) の絶縁油、各種工業における加熱並びに冷却用の熱媒体及び感圧複写紙など、さまざまな用途に使用されてきたが、現在は新たな製造が禁止されている。

【ま行】

マイバッグ

買い物の際に持参する袋・バッグのこと。レジ袋を削減するために、マイバッグ運動として全国的に広まり、一人ひとりが実行できる最も身近な環境保護活動の一つとなっている。

緑のカーテン

夏季の強い日差しによる住宅等の室温の上昇を抑制するために、ゴーヤや朝顔などのツル植物で窓を覆うように栽培することからこう呼ばれる。室温の上昇を抑えることにより、冷房器具の使用を控えるなど、省エネ効果が期待される温暖化対策の一つになっている。

【や行】

容器包装リサイクル法 (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)

家庭から出るごみの 6 割 (容積比) を占める容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、ごみの減量化を図るための法律。すべての人々がそれぞれの立場でリサイクルの役割を担うということがこの法律の基本理念であり、消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化を行うことが役割となっている。なお、「容器」、「包装」とは、商品を入れたり包んだりしているもので、中身を出したり使ったりすると不要になるもののことをいい、ガラス製容器、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装などがある。

【ら行】

ライフサイクルアセスメント (LCA)

商品の環境に与える影響を、資源の採取、原材料への加工、商品の生産、運搬、販売、消費、資源化、廃棄までの過程ごとに評価し、より環境負荷の小さい生産方法や、代替製品を選択していこうという考え方。

リターナブル瓶

洗って繰り返し使用できる瓶 (容器) のこと。一升びんやビールびんが代表的である。最近では減少の傾向にあり、一回限りの使用を予定して作られるワンウェイびんの生産が増加している。

レアメタル

非鉄金属の中で、埋蔵量が少ない金属と、埋蔵量は多くても純粋な金属として取り出すことが難しく流通量が少ない金属元素の総称。ベースメタルと呼ばれる銅や亜鉛、アルミニウムに対し、レアメタルは相対的に消費量が少ないが、家電製品や電気電子機器などに不可欠な金属元素である。

◆茨城県版レッドデータブックにおける茨城県のカテゴリー定義及びその基本理念

<植物編・2012年改訂版>

カテゴリー	定義及びその基本理念
絶滅	本県ではすでに絶滅したと考えられる種。 (栽培下でのみ生育している野生絶滅を含む。)
絶滅危惧Ⅰ類	絶滅の危機に瀕している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。
絶滅危惧ⅠA類	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠA類程ではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
絶滅危惧Ⅱ類	絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧ⅠB類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。
準絶滅危惧	存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生育条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。
情報不足	評価するだけの情報が不足している種。
①注目種	最近県内での生育が確認された種であるが、県内の分布域がまだ十分に調査されていない種。
②現状不明種	最近の情報がなく、生育状態が不明の種。

<動物編・2001年版>

カテゴリー	定義及びその基本理念
絶滅種	本県ではすでに絶滅したと考えられる種又は亜種。
絶滅危惧種	本県で絶滅の危機に瀕している種又は亜種。もしも現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用するならば、その存続は困難となるもの。
危急種	本県で絶滅の危険が増大している種又は亜種。もしも現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用するならば、近い将来「絶滅危惧種」のランクに移行することが確実と考えられるもの。
希少種	本県で存続基盤が脆弱な種又は亜種。現在のところ「絶滅危惧種」にも「危急種」にも該当しないが、生息条件の変化によって容易に上位のランクに移行するような要素(脆弱性)を有するもの。